

## 環境影響評価条例等の一部改正（中間案）について

### 1 意見聴取の状況

#### (1) パブリックコメント

実施期間：令和4年1月26日から令和4年2月25日

意見件数：4名 7件（内重複意見3件）

#### (2) 市町村への意見照会

実施期間：令和4年1月26日から令和4年2月25日

意見件数：1自治体（仙台市） 1件

#### (3) その他の意見

- ・環境影響評価技術審査会

令和4年2月3日

意見件数：8件

### 2 意見等を踏まえた改正内容への反映

- ・方法書記載事項に「事業計画概要書段階の地域住民等意見とその対応」を追加（規則）
- ・法対象事業者による事後調査報告書の県及び市町村への提出を義務化（条例）

等

### 3 スケジュール

令和4年1月21日	県議会常任委員会（骨子案報告）
令和4年1月25日	環境審議会（諮問）
令和4年1月26日～2月25日	県民意見募集手続開始（1か月間）
令和4年1月26日～2月25日	市町村への意見聴取
令和4年3月24日	環境審議会（中間報告）
令和4年4月（予定）	県議会常任委員会（中間案報告）
令和4年5月（予定）	環境審議会（答申）
令和4年6月（予定）	県議会上程・議決，公布
令和4年10月1日（予定）	周知期間を経て施行